

非効率は、
可能性だ。

第73期

定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所

東京都新宿区西新宿5-14-3
MIC本社会議室

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主総会にご出席される株主様へ

ご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

未来イノベーションCOMPANY

MIC

株主各位

証券コード 300A
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

東京都新宿区西新宿5-14-3

M I C 株式会社

代表取締役社長 河合 克也

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第73期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.mic-p.com>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「M I C」又は証券コード「300A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

| | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2 場 所 | 東京都新宿区西新宿5-14-3 MIC本社会議室 |
| 3 目的事項 | 報告事項 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①事業報告の会社の体制及び方針
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書
 - ③計算書類の個別注記表

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時まで

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料等）は株主様のご負担となります。
- ② インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

書面の郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時到着分まで

株主総会へのご出席により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙（ご捺印不要）を会場受付にてご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

場 所

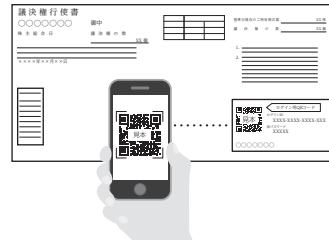
東京都新宿区西新宿5-14-3
MIC本社会議室

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

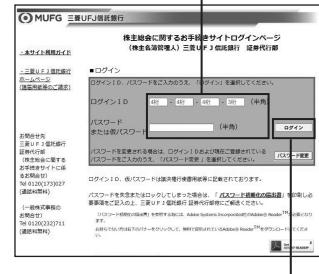
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の目的事項を現状に即し整理するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を一部変更を加えるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次の現行定款と変更案の対比表のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (条文省略) 5.業務管理および業務運営におけるアウトソーシング | 第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (現行どおり) 5.業務管理および業務運営におけるアウトソーシング 受託 |
| 6.～7. (条文省略) 8.物品の保管、流通加工、組立て、荷造梱包、運送業務の請負 9.～19. (条文省略) （新設） （新設） | 6.～7. (現行どおり) 8.物品の保管、流通加工、組立て、荷造梱包、運送業務の請負 <u>および貨物取次事業</u> 9.～19. (現行どおり) 20.展示、内装、電気装飾、サイネージ、看板、建築 に関する企画、 <u>設計</u> および施工 |
| 20.コンビニエンスストア等の経営 21.～22. (条文省略) | 21.日用雑貨品、食料品、酒類を含む飲料品等の製造、 加工、包装および販売 22.コンビニエンスストア、 <u>小売業</u> 、飲食業等の経営 23.～24. (現行どおり) |

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 1 | みず 水 上 光 啓 再任 ●生年月日 1951年1月25日生 ●所有する当社の株式数 4,505,000株 | 1975年10月 水上印刷(株) (現 MIC(株) (当社)) 入社 1979年12月 当社取締役 1987年12月 有限会社エムツー (現 株式会社エムツー) 取締役 (現 代表取締役) 就任 (現任) 1988年9月 当社代表取締役社長 2014年11月 当社代表取締役会長 (現任) |
| 【取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験、優れた経営判断能力を有しています。また社員教育に情熱を注ぎ、日本一勉強する会社を目指して会社文化の醸成に多大な貢献をしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。 | | |
| 2 | かわ 河 合 克 也 再任 ●生年月日 1979年4月3日生 ●所有する当社の株式数 360,000株 | 2002年4月 (株)キーエンス 入社 2007年1月 水上印刷(株) (現 MIC(株) (当社)) 入社 2013年5月 当社取締役管理部長 2014年11月 当社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任) |
| 【取締役候補者とした理由】 新しいビジネスモデルの構築、社内制度の整備、各部門の改善に邁進し、優れたリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--|--|
| 3 | <p>たに ぐち だい すけ 谷 □ 大 輔</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1978年9月16日生 ●所有する当社の株式数 30,000株 | <p>2001年4月 水上印刷(株) (現 MIC(株) (当社)) 入社 2018年4月 当社第四事業部長 2021年5月 当社取締役事業本部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長 (現任)</p> |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|--|---|--|
| 4 | こし づか くに ひろ 腰 塚 國 博 再任 ●生年月日 1955年9月30日生 ●所有する当社の株式数 一株 | 1981年4月 小西六写真工業(株) (現コニカミノルタ(株)) 入社 2008年6月 同社取締役兼開発センター長 2012年4月 コニカミノルタホールディングス(株) (現コニカミノルタ(株)) 執行役開発統括本部技術戦略部長 2013年4月 コニカミノルタ(株) 執行役 技術戦略部長兼 開発本部長 2014年4月 同社常務執行役開発統括本部長兼技術戦略部長 2015年4月 同社取締役兼常務執行役事業開発本部長兼開発統括本部長 2015年6月 同社取締役兼常務執行役事業開発本部長兼開発統括本部長 2016年4月 同社取締役兼常務執行役事業開発本部長兼技術担当 (CTO) 2019年11月 HOUSEI(株) 社外取締役 2020年5月 イオンモール(株) 社外取締役 (現任) 2021年6月 東急建設(株) 社外取締役 2022年6月 (株)エフ・シー・シー社外取締役 (現任) (株)ウィルグループ社外取締役 (現任) 2023年4月 当社社外取締役 (現任) |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 経営者としての豊富な経験、デジタル・情報技術に関する専門的な見識及び技術戦略の策定やグローバル事業、M&A及び新規事業の創出等、幅広い見識を有しています。 当社から独立した立場にあり、当社の持続的成長と、企業価値向上、特にIT・DXの推進及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | |
|-------|---|--|--|
| 5 | なか ざわ みち ひさ 中 沢 道 久 再任 ●生年月日 1977年2月11日生 ●所有する当社の株式数 一株 | 2005年1月 山田ビジネスコンサルティング(株) (現 山田コンサルティンググループ(株)) 入社 2012年4月 同社事業承継部部長 2020年4月 同社資本戦略事業本部 副本部長 2023年4月 当社社外取締役 (現任) 2025年4月 山田コンサルティンググループ(株)執行役員資本戦略事業本部 副本部長 兼 ストラクチャーアドバイザリー事業部長 (現任) | |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

コンサルティング会社における経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。当社から独立した立場にあり、当社の持続的成長と、企業価値向上、特にファイナンス面の助言と経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注)
1. 水上光啓氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 2. 水上光啓氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エムツーが保有する株式を含んでおります。
 3. 2025年6月26日開催の第73期定期株主総会終結の時をもって、取締役村山幹子は任期満了により退任いたします。
 4. 腰塚國博氏及び中沢道久氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 当社は、腰塚國博氏及び中沢道久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 6. 腰塚國博氏及び中沢道久氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額となっております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対してされた損害賠償請求にかかる争訴費用及び損害賠償金等が補填されることになりますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 8. 腰塚國博氏は、2025年6月25日付をもって任期満了につき、東急建設(株)の社外取締役退任を予定しております。
 9. 腰塚國博氏及び中沢道久氏の当社社外取締役就任期間は、本定期株主総会の終結の時をもって2年2か月となります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月20日開催の第70期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額90,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は4名ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（社外取締役を除く。）は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は後述の【ご参考】欄をご参照ください。なお、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の

幹部社員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「謙渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謙渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謙渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が謙渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 謙渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、謙渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、謙渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謙渡制限が解除された直後の時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、謙渡制限が解除された直後の時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針内容の概要

基本方針

当社取締役の報酬は、定額の基本報酬、賞与（業績連動報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

・ 基本報酬

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の現金報酬です。当該取締役の役位と役割、貢献に応じた金額となります。

・ 賞与（業績連動報酬）

取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動報酬は、各事業年度の経営指標における計画数値及び前事業年度実績数値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとしております。経営指標は当社の成長性・収益性を重視する観点から「売上高」、「営業利益」及び「当期純利益」としております。

・ 株式報酬（非金銭報酬）

中長期的な企業価値向上を図るインセンティブ付けのため、取締役（社外取締役を除く。）を対象に必要に応じて付与します。株式の付与数等を、各取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬や役位、職責等を勘案して決定します。

・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬内容は、指名・報酬委員会から答申を受けた原案を取締役会にて検討し、個別の報酬を決定することとしております。

事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、インバウンド需要を中心に経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しが見られたものの、米国の政策動向を含む不安定な国際情勢、エネルギー・原材料価格の高騰、国内における慢性的な人手不足などにより先行きが不透明な状況が続いております。

当社は「デジタル×フィジカルで“企業の未来にイノベーションを起こす”」というビジョンのもと、あらゆる企業が抱える非効率を解消し、面倒な業務から解放することで、企業が本来向き合うべき「本質的な業務に集中できる時間を創造すること」を提供価値と捉えており、特にリテール企業、メーカー企業などを中心に360°フルサービス事業を提供することで、販売促進活動の全体最適化や業務改善を行ってまいりました。

当事業年度においては、顧客先への常駐人数やダイレクトマーケティング案件の増加などにより、上位既存顧客への取引額が堅調に推移するとともに、大手ドラッグストアチェーン（マツキヨココカラ&カンパニーグループや富士薬品グループ）への共同配送事業の新規導入や、複数の外食チェーンとの新規取引が開始する等、顧客基盤が着実に拡大しました。また、プロモーション販促業務を最適化するDXクラウドサービスPromOS（プロモス）が計25アカウント（前年同期比+4アカウント）に増加し、既存・新規顧客に対するクロスセルが進展しました。

以上の結果より、当事業年度の業績は、売上高は12,275百万円（前年同期比21.3%増）、営業利益998百万円（前年同期比88.6%増）、経常利益1,019百万円（前年同期比78.2%増）、当期純利益650百万円（前年同期比77.8%増）となりました。

なお、当社は、360°フルサービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は行っておりません。

(単位：百万円)

| 顧客属性 | 売上高 | 前期比 |
|------|--------|--------|
| サービス | 3,994 | 143.5% |
| リテール | 4,509 | 113.9% |
| メーカー | 3,770 | 111.8% |
| 合計 | 12,275 | 121.3% |

2. 設備投資等の状況

フルフィルメントセンター機能能力の拡充等を目的として、機械及び装置・工具、器具及び備品、ソフトウェア等に投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は162百万円となり、主なものは次のとおりです。

当事業年度中に取得した主要設備

- ・はちフィルにて、フルフィルメント作業を効率化するための設備拡充をいたしました。
- ・るのパレットにて、フルフィルメント作業を効率化するための設備拡充をいたしました。

3. 資金調達の状況

2024年12月25日をもって東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額968百万円の資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

当社は、前述の経営方針、経営戦略、経営環境のもと、継続的な事業収益の拡大による成長と、より強固な経営基盤を構築するため以下の事項を対処すべき重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

①優秀な人材の確保

当社の企業規模の拡大及び継続的な成長のためには、高付加価値なソリューションを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると認識しております。そのためには、社員全員がビジョン、ミッションや経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社では優秀な人材を確保するために採用選考基準を明確化し、新卒採用、キャリア採用を含めて様々なバックグラウンドを持つ人材の採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

②経営人材の確保

当社はここ10年間で急速な成長をしており、今後の企業規模拡大及び継続的な成長のためには、経営人材の確保が重要な課題と認識しております。そのためには、執行役員、部長への昇格を目指す層である課長職への教育が必要となります。当社の課長職の平均年齢は35歳と比較的若いメンバーで構成されており、平均給与は

約760万円(2025年3月31日時点の課長職で、賞与含む年間支給額を算出)となります。全国の年齢階層別平均給与466万円(国税庁令和5年分民間給与実態統計調査内、35～39歳の平均給与から引用)に対して高い水準を維持するとともに、早期から課長職へのOJTを通じた教育を行っております。

③収益率の向上

当社では経営上の目標の達成状況を判断するための指標として、売上高営業利益率を採用しております。当社のビジネスはロジスティクスセンター(はちフィル、東京都八王子市)等において、販促物のキッティング梱包作業や荷受け積み込み作業といった労働集約型の作業が一定程度あるため、作業の効率化や自動化が売上高営業利益率の向上のためには必要となります。当社では工場、ロジスティクスセンター等に積極的に自動化設備の導入を行っております。

④資本配分

当社における財務戦略は、『リテール販促360° フルサービス』事業で競争優位を構築することで収益性を高め、キャッシュ・フローの創出力、その結果としての株主価値の最大化を基本としております。

収益性の改善と同時にキャッシュ・フローの創出力を高めた結果として得られるキャッシュ・フローを将来の成長への投資として資本コストを上回るリターン(収益)が見込まれる設備、事業開発に優先的に投下いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5. 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 2021年度 第70期 | 2022年度 第71期 | 2023年度 第72期 | 2024年度 第73期 (当事業年度) |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高 (単位：百万円) | 8,428 | 10,328 | 10,115 | 12,275 |
| 経常利益 (単位：百万円) | 908 | 635 | 572 | 1,019 |
| 当期純利益 (単位：百万円) | 667 | 408 | 365 | 650 |
| 1株当たり当期純利益 (単位：円) | 111.18 | 68.13 | 60.93 | 103.27 |
| 総資産 (単位：百万円) | 8,308 | 8,420 | 8,744 | 10,683 |
| 純資産 (単位：百万円) | 6,213 | 6,504 | 6,747 | 8,265 |
| 1株当たり純資産額 (単位：円) | 1,035.61 | 1,084.16 | 1,124.53 | 1,164.15 |

(注) 1. 1株あたり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

3. 当社は2024年9月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株あたり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



6. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| セグメント区分 | 主な事業内容 |
|---------------------|---|
| リテール販促360° フルサービス事業 | リテール業界で販促活動を展開する企業が抱える非効率を解消するため、店頭販促物の制作や企画・デザインを始め、業務改善コンサルティングや顧客常駐、販促物を効率的に在庫保管し流通加工や配送を行うフルフィルメント業務等を、自社一貫体制で展開しております。 |

8. 事業所 (2025年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 |
|----------|---------------------|
| 本社 | 東京都新宿区西新宿 5-14-3 |
| ANNEX | 東京都新宿区西新宿 5-4-17 |
| 多摩ファクトリー | 東京都西多摩郡日の出町平井20-2 |
| サンゲート | 東京都西多摩郡日の出町平井22-12 |
| るのパレット | 東京都あきる野市牛沼1100 |
| はちフィル | 東京都八王子市石川町2970-3 1F |

9. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減数 |
|------|------------|
| 354名 | +39名 |

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|-----|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 300 |

11. 会社の現況に関するその他の重要な事項

記載すべき事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 : 24,000,000株

2. 発行済株式の総数 : 7,100,000株

3. 当事業年度末の株主数 : 1,277名

4. 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|------------|--------|
| 株式会社エムツー | 3,298,800株 | 46.46% |
| 水上 光啓 | 1,206,200株 | 16.99% |
| 河合 克也 | 360,000株 | 5.07% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 300,700株 | 4.24% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRDACISG (FE-A/C) | 288,594株 | 4.06% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 171,100株 | 2.41% |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 95,100株 | 1.34% |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 84,600株 | 1.19% |
| 野村信託銀行株式会社（投信口） | 70,000株 | 0.99% |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 65,200株 | 0.92% |

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 項目 | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | |
|--------------------------|------------------------|---|---|
| 発行決議の日 | 2024年3月18日 | 2024年3月18日 | |
| 新株予約権の数 | 40個 | 900個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 12,000株 | 普通株式 270,000株 | |
| 新株予約権1個当たりの発行価額 | 無償 | 無償 | |
| 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額 | 1,667円 | 1,667円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年3月19日から2034年3月18日 | 2029年3月19日から2034年3月18日 | |
| 役員の保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者 20個 6,000株 1名 | 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者 200個 60,000株 2名 |

2024年9月1日付で行った普通株式1株を300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 地位及び担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|-------------------|--------|---|
| 代表取締役会長 | 水上 光 啓 | |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 河合 克也 | |
| 取締役 常務執行役員 | 谷口 大輔 | 当社事業本部長 |
| 取締役 執行役員 | 村山 幹子 | |
| 取締役 (社外) | 腰塚 國博 | イオンモール(株) 社外取締役、東急建設(株) 社外取締役 (株)エフ・シー・シー 社外取締役、(株)ウィルグループ 社外取締役 |
| 取締役 (社外) | 中沢 道久 | 山田コンサルティンググループ(株) 資本戦略事業本部 副本部長 兼 ストラクチャーアドバイザリー事業部長 |
| 常勤監査役 | 荻野 正彦 | |
| 常勤監査役 | 山本 信也 | |
| 監査役 (社外) | 河合 順子 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 パートナー (株)鎌倉新書 社外取締役 (監査等委員) (株)マツキヨココカラ&カンパニー 社外取締役 |
| 監査役 (社外) | 小林 聰 | 中央理化工業(株) 専務取締役 |

- (注) 1. 取締役腰塚國博氏、中沢道久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役河合順子氏、小林聰氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役腰塚國博氏、中沢道久氏、監査役河合順子氏、及び小林聰氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役腰塚國博氏は、事業年度末日後の6月25日付をもって任期満了につき、東急建設(株)の社外取締役退任を予定しております。
5. 取締役中沢道久氏は、事業年度末日後の4月1日付で山田コンサルティンググループ(株)の執行役員に就任しております。
6. 監査役小林聰氏は、長年の銀行勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当事業年度中に辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である腰塚國博氏、中沢道久氏及び社外監査役である河合順子氏、小林聰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額となっております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が補填されることになりますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

5. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、執行が作成・提案する原案を、指名・報酬委員会で審議した上で、審議結果を取締役会に答申し、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。取締役の報酬は、定額の基本報酬、賞与（業績連動報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。また、取締役の報酬割合は、上記の方針、当社の業績及び他社の動向等を踏まえ適切な割合とします。

(2) 基本報酬

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の現金報酬です。当該取締役の役位と役割、貢献に応じた金額となります。

(3) 賞与（業績連動報酬）

取締役（社外取締役を除く。）を対象とした、事業年度ごとに業績指標（KPI）を反映した現金報酬で、毎年一定の時期に支給します。過去の支給実績を踏まえて算出された額を基礎として、各事業年度の経営指標における計画数値及び前事業年度実績数値に対する達成度合いに応じて、各取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬や役位、職責等を勘案して個人別に算定した金額となります。なお、経営指標は、当社の成長性・収益性を重視する観点から「売上高」、「営業利益」及び「当期純利益」としております。

各経営指標の目標及び実績は以下の通りであります。

| 指標 | 2024年3月期（千円） | | 2025年3月期（千円） |
|-------|--------------|------------|--------------|
| | 実績 | 業績目標 | 実績 |
| 売上高 | 10,115,591 | 11,399,000 | 12,275,062 |
| 営業利益 | 529,555 | 619,000 | 998,780 |
| 当期純利益 | 365,606 | 418,000 | 650,093 |

(4) 株式報酬（非金銭報酬）

中長期的な企業価値向上を図るインセンティブ付けのため、取締役（社外取締役を除く。）を対象に必要に応じて付与します。株式の付与数等は、各取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬や役位、職責等を勘案しております。

(5) 個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の個人別の報酬額は、各取締役の役位と役割貢献等を踏まえて指名・報酬委員会で審議された上で、指名・報酬委員会から答申を受けた取締役会にて、当該答申に基づき決定しております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2022年6月20日開催の第70期定時株主総会決議により、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）と決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

監査役の報酬限度額は、2024年7月26日開催の臨時株主総会決議により、年額30百万円以内と決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(7) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円未満切捨)

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|------------------|-----------------|------------------|----------------|----------------|--------------------|
| | | 固定報酬 | 業績運動報酬 (賞与) | 業績運動報酬 (株式) | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 207 (8) | 180 (8) | 27 (—) | — | 6 (2) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 19 (6) | 19 (6) | — | — | 4 (2) |
| 合計 | 227 | 200 | 27 | — | 10 |

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「IV 会社役員に関する事項」の「1. 取締役及び監査役の氏名等」「重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。いずれも当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 主な活動状況 |
|-------|-------|-------------------|-------------------|--|
| 社外取締役 | 腰塚 國博 | 19回／19回 (100%) | — | 主に事業会社の経営者の会社経営に関する豊富な知識・経験に基づき、事業戦略、事業のリスク管理、IT・DX推進等につき適宜発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 中沢 道久 | 19回／19回 (100%) | — | コンサルティング会社での豊富な経験に基づき、ファイナンス面、事業のリスク管理、経営監督機能強化等につき適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 河合 順子 | 19回／19回 (100%) | 14回／14回 (100%) | 豊富な社外役員経験と、法律の専門家として客観的な視点に基づき、議案審議等につき疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 小林 聰 | 19回／19回 (100%) | 14回／14回 (100%) | 金融機関の在籍経験と、企業経営の経験に基づき、議案審議等につき疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 |

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

| | 支払額 |
|--------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 41百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の業務の適正性を確保するための体制として2024年6月24日付取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行い、より適正かつ効率的な体制を構築するため、適宜見直しを行うこととしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(ロ) 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。

(ハ) 公益通報者保護法等に基づき、不正な行為の防止や早期の是正を図り、法令遵守を徹底し高い倫理観をもって企業活動を行うために、内部通報制度を設けます。なお、通報者に対し、通報したことを理由として不利益な取扱いをしません。

(二) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的記録として、関連資料とともに保存します。

(ロ) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適宜閲覧可能な状態とします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) リスク管理に関する規程、会議体及び担当役員を設けます。リスク管理担当役員のもとで、各部署はリスク管理及び内部統制の状況を自己点検し、改善を推進します。

(ロ) 各種リスクについては、それぞれの所管部署において所管するリスクの管理規程を別途定めて対応するとともに、リスクの管理体制及びリスクの状況等を、リスク管理に関する会議体で報告します。

(ハ) 重大な障害・災害等の危機に対する予防措置及び緊急時の対策について、基本的な方針を定めこれに基づき対応します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社においては、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する基本的事項や重要な業務執行について、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

(ロ) 効率的な執行と監督機能の強化を図るために、執行役員制度を採用します。業務執行の権限及び責任を執行役員へ一部委譲することにより、取締役会は業務執行の監督に比重を置くこととします。

(ハ) 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて期初の業績目標の達成を図ります。

(二) 内部統制が効率的かつ有効に機能するように、IT基盤の整備を図ります。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

(イ) 金融商品取引法等の法令に準拠し、財務諸表に係る内部統制の仕組みの構築を行い、継続的に評価し、不備があれば是正していく体制を整備します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

(イ) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用者を置くことができます。

(ロ) 監査役の職務を補助する使用者の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用者の取締役からの独立性を確保します。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとします。

(ロ) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(イ) 監査役は、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

(ロ) 監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握できるようにするために、監査役は取締役会に出席するほか、他の重要な会議に出席することができます。

(ロ) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、情報の収集交換が円滑に行えるよう協力いたします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除および被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力対策規程」を整備します。

(ロ) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を19回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。
- (2) 監査役会を14回開催し、監査方針及び監査計画を決定し、また各監査役は重要な社内会議へ出席するとともに、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令等の遵守状況についての報告を実施いたしました。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会を3回開催し、コンプライアンス遵守の状況、会社経営全般のリスク管理の遂行、内部統制方針並びに内部監査状況について、報告と対応策の協議を実施いたしました。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付け、経営体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案した上で、業績向上に応じて、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。また、当社は剰余金の配当を会社法第459条第1項に基づき取締役会の決議により行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

配当につきましては、配当性向30%を目標に実施してまいります。自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、1株当たり配当金として27.50円とさせていただきました。(当社は2024年9月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合、前期の1株当たり配当金は20.00円となります)



計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 6,080,381 | 流動負債 | 2,346,975 |
| 現金及び預金 | 3,661,159 | 買掛金 | 729,864 |
| 電子記録債権 | 62,918 | 短期借入金 | 301,113 |
| 売掛金 | 1,896,775 | 未払金 | 324,326 |
| 商品及び製品 | 74,588 | 未払費用 | 252,646 |
| 仕掛品 | 100,784 | 未払法人税等 | 317,548 |
| 原材料及び貯蔵品 | 59,287 | 預り金 | 38,280 |
| 前払費用 | 125,040 | 契約負債 | 447 |
| その他 | 99,826 | 前受金 | 3,643 |
| 固定資産 | 4,603,517 | 賞与引当金 | 186,345 |
| 有形固定資産 | 4,166,731 | 役員賞与引当金 | 27,000 |
| 建物及び附属設備 | 1,558,656 | 受注損失引当金 | 2,582 |
| 構築物 | 7,630 | その他 | 163,177 |
| 機械及び装置 | 174,372 | 固定負債 | 71,464 |
| 車両運搬具 | 865 | 長期未払金 | 15,347 |
| 工具、器具及び備品 | 59,650 | その他 | 56,116 |
| 土地 | 2,360,990 | 負債合計 | 2,418,439 |
| 建設仮勘定 | 4,565 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 106,839 | 株主資本 | 8,265,459 |
| ソフトウエア | 106,839 | 資本金 | 498,400 |
| 投資その他の資産 | 329,947 | 資本剰余金 | 488,400 |
| 出資金 | 10 | 資本準備金 | 488,400 |
| 繰延税金資産 | 99,862 | 利益剰余金 | 7,278,659 |
| 長期前払費用 | 228 | 利益準備金 | 2,500 |
| 破産更生債権等 | 151 | その他利益剰余金 | 7,276,159 |
| その他 | 229,845 | 別途積立金 | 700,000 |
| 貸倒引当金 | △151 | 繰越利益剰余金 | 6,576,159 |
| 資産合計 | 10,683,899 | 純資産合計 | 8,265,459 |
| | | 負債・純資産合計 | 10,683,899 |

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 12,275,062 |
| 売上原価 | 8,776,837 |
| 売上総利益 | 3,498,225 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,499,444 |
| 営業利益 | 998,780 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 受取配当金 | 1,529 |
| 受取賃貸料 | 11,400 |
| 古紙売却収入 | 22,026 |
| 助成金収入 | 506 |
| 店舗収入 | 14,174 |
| その他 | 4,979 |
| | 54,616 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,005 |
| 株式交付費 | 8,614 |
| 減価償却費 | 731 |
| 上場関連費用 | 19,343 |
| その他 | 2,825 |
| | 33,520 |
| 経常利益 | 1,019,876 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 3,199 |
| | 3,199 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 2,016 |
| 投資有価証券売却損 | 8,706 |
| | 10,722 |
| 税引前当期純利益 | 1,012,354 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 368,283 |
| 法人税等調整額 | △6,023 |
| | 362,260 |
| 当期純利益 | 650,093 |

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 | |
|--------------------------|---------|---------|---------|-------|-------------------|-------------|-----------|-----------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 2024年4月1日残高 | 10,000 | — | — | 2,500 | 700,000 | 6,046,065 | 6,748,565 | 6,758,565 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 488,400 | 488,400 | 488,400 | | | — | — | 976,800 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △120,000 | △120,000 | △120,000 | |
| 当期純利益 | | | | | | 650,093 | 650,093 | 650,093 | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 488,400 | 488,400 | 488,400 | — | — | 530,093 | 530,093 | 1,506,893 | |
| 2025年3月31日残高 | 498,400 | 488,400 | 488,400 | 2,500 | 700,000 | 6,576,159 | 7,278,659 | 8,265,459 | |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 | |
|--------------------------|------------------|--------------|-----------|-------|--|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等 | | | |
| | | | | | |
| 2024年4月1日残高 | △11,379 | △11,379 | 6,747,186 | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | 976,800 | | |
| 剰余金の配当 | | | △120,000 | | |
| 当期純利益 | | | 650,093 | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | 11,379 | 11,379 | 11,379 | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 11,379 | 11,379 | 1,518,273 | | |
| 2025年3月31日残高 | — | — | 8,265,459 | | |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び 貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び附属設備 | 15～50年 |
| 構築物 | 7～15年 |
| 機械及び装置 | 4～10年 |
| 車両運搬具 | 4～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法で償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込み額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込み額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客のマーケティングに関するあらゆる業務を「自社一貫体制」で提供し、トータルでのコスト削減とオペレーション負荷軽減を実現することで、マーケティング活動の全体最適化の提供を行っております。主なサービスは、業務改善コンサルティング、クリエイティブデザイン、業務システム開発、デジタルコンテンツ制作、販促物の印刷製造・加工、在庫保管、フルフィルメント物流、顧客常駐業務、ラウンダー派遣などであり、これらのサービスを顧客の需要に基づき一體として提供しております。

当社のサービスは一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しておりますが、主に契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点（納品時）で収益を認識しております。

なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(仕掛品の評価及び受注損失引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|---------|---------|
| 仕掛品 | 100,784 |
| 受注損失引当金 | 2,582 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当事業年度末に受注案件ごとの受注額と見積総原価を比較して損失額を見積り、受注損失引当金を計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

受注損失引当金の算定における重要な見積りは、完成までの見積総原価であり、製造に伴い発生が見込まれる材料費、外注費、社内加工費用等が含まれます。それらの見積における主要な仮定としては、社内加工費用単価及び作業工数等が挙げられます。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

受注損失引当金算出に用いた見積原価は、当初想定し得ない要因による追加の材料費や作業工数の発生等による影響を受ける可能性があり、実際の損失金額が受注損失引当金計上額と異なった場合、翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|----|----------|
| 商品 | 23,449千円 |
| 計 | 23,449千円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-------|---------|
| 短期借入金 | 1,113千円 |
|-------|---------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,880,849千円

4. 損益計算書に関する注記

(顧客との契約から生じる収益)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式（株） | 20,000 | 7,080,000 | — | 7,100,000 |

(変動事由の概要)

普通株式増加数の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|------------|------------|
| 株式分割による増加 | 5,980,000株 |
| 新株式発行による増加 | 1,100,000株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 期末残高 (千円) |
|------------------------|------------------|--------------------|----|----|----|--------------|
| | | 期首 | 増加 | 減少 | 期末 | |
| ストック・オプションとしての第1回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第4回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 120,000 | 6,000 | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 195,250 | 27.50 | 2025年3月31日 | 2025年6月11日 |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|----------|
| 賞与引当金 | 57,059千円 |
| 未払金 | 7,697千円 |
| 未払事業税 | 20,742千円 |
| 未払事業所税 | 1,554千円 |
| 未払法定福利費 | 9,417千円 |
| その他 | 3,392千円 |
| 繰延税金資産 小計 | 99,862千円 |
| 繰延税金資産 合計 | 99,862千円 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、支払計画を適時に作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。なお、「現金」については現金であるため、「預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 3,661,159 | — | — | — |
| 電子記録債権 | 62,918 | — | — | — |
| 売掛金 | 1,896,775 | — | — | — |
| 合計 | 5,620,853 | — | — | — |

(注2) 借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------|---------|-------------|--------------|------|
| 短期借入金 | 301,113 | — | — | — |
| 合計 | 301,113 | — | — | — |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。すべて短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

8. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社では、一部工場用土地建物を賃貸に供しております。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | 時価 |
|----------|---------|
| 110,679 | 110,559 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,164円15銭

(2) 1株当たり当期純利益

103円27銭

(注) 当社は2024年9月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | リテール販促 360° フルサービス事業 |
|---------------------------------|-------------------------|
| サービス(通信、IT、金融) | 3,994,422 |
| リテール(コンビニエンスストア、外食チェーン、ドラッグストア) | 4,509,989 |
| メーカー(消費財、美容コスメ、製薬、食品) | 3,770,650 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 12,275,062 |
| 外部顧客への売上高 | 12,275,062 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

| (単位：千円) | |
|---------------------|-----------------------|
| | 当事業年度 (2025年3月31日) |
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 1,564,224 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 1,959,694 |
| 契約負債(期首残高) | 314 |
| 契約負債(期末残高) | 447 |

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

(重要な設備投資)

当社は、2025年4月23日開催の取締役会において、下記のとおり、フルフィルメントセンターの増設について決議いたしました。

(1) 設備投資の目的

当社は、顧客に応じて様々なサービスを組み合わせることで、リテール販促活動を全体最適化する360° フルサービスを提供しており、販促物の印刷製造・加工からフルフィルメント（物流管理・流通加工や共同配送、個別配送など）までを自社一貫体制で提供できることが経営戦略上重要であると考えております。

今般、顧客のニーズ拡大を踏まえ、るのパレットに隣接する土地（当社保有）にフルフィルメントセンターを増設するとともに、生産性の改善により、さらなる収益力向上を図ってまいります。

(2) 設備投資の内容

| | |
|-----------|---------------------|
| ①所在地 | 東京都あきる野市牛沼1100番地 |
| ②資産の概要 | フルフィルメントセンター |
| ③建物(延べ)面積 | 9,614m ² |
| ④取得価額 | 約23億円(予定) |
| ⑤資金計画 | 自己資金及び借入金 |

※現時点での予定取得価額であり、諸条件が変更となった場合には価額が変動する可能性がございます。

(3) 設備投資の時期

| | |
|--------|--------------|
| ①着工日 | 2026年1月(予定) |
| ②竣工日 | 2026年12月(予定) |
| ③生産開始日 | 2027年4月(予定) |

(4) 今後の見通し

当該設備投資による2026年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

MIC株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MIC株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

M I C株式会社 監査役会
常勤監査役 萩野正彦㊞
常勤監査役 山本信也㊞
社外監査役 河合順子㊞
社外監査役 小林聰㊞

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿 5-14-3
MIC本社会議室

交通

東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線「中野坂上駅」1番出口より徒歩約7分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」2番出口より徒歩約13分



駐車場はございません。

恐れ入りますが公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。